

# 高校魅力化推進業務委託仕様書

## 1 業務名

高校魅力化推進業務

## 2 業務の目的

南三陸町唯一の高校である志津川高等学校（以下志津川高校という。）の活気ある存続を目指し、同校と地域が連携した特色ある取組を行うことで、生徒の学力向上、生徒の進路実現を図るとともに、地域から信頼され、県内外の中学生に選ばれる魅力ある学校づくりを推進することを目的とする。

## 3 委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日

## 4 業務内容

### (1) 公営塾（志翔学舎）の運営

【目的】生徒の「自己実現力」を高めるため、一人ひとりの個性に合わせた学習環境を提供し、ま

ちの将来を担う人材の育成に寄与することを目的とした学習支援センターの開設・運営を行う。

公営塾の具体的業務内容は次のとおりとする。

①対象者 志津川高校に在学し、受講を希望する生徒

②受講料 無料

③実施時間 学習支援センターは、原則1ヶ月の開講日数を20日間とする。また、各月の開講日数については、委託期間中の各月の合計開講日数を超えない範囲で各月間の融通を行うことができるものとする。開講時間は、町、受託者及び志津川高校教職員で構成する連絡協議会で協議の上決定するものとする。夏季休業等の長期休業時の開講時間や上記開講時間帯の変更に関しても同様とする。

④公営塾に求める業務実施効果

ア 学ぶ意欲の醸成（生徒の個性を見極め、学習計画を自分で立て学ぶ姿勢を支援）

イ 学ぶ意味の発見（自らの夢に近づくための場や、勉強の必要性を問い直す場）

ウ 学ぶ喜びの発見（学力に応じた指導と自立学習の支援）

⑤指導内容

ア 国公立をはじめとする大学進学対応

イ 各種公務員試験及び就職支援

ウ 英検をはじめとする各種資格取得対応

エ 生徒個々のニーズ、習熟度に応じた学習支援

オ ICTなどを活用した遠隔地からの学習支援

カ 個別授業や自主学習ができる環境整備

キ 町内中学生向けの学習体験や保護者へのセミナー等

ク 志津川高校のカリキュラムと連携した地域を学びの場とする地域課題解決型の新しいキャリア

ア教育モデルの構築

ケ その他、大手予備校との連携等、独自提案や企画

⑥学習支援センターの周知

学習支援センターの広報物作成、説明会等の開催

⑦その他

ア 学習支援員の名簿の提出

イ 業務の実施に際して、事故等のトラブルが発生した場合には、受託者の責任において適切に対処するとともに、速やかに町及び志津川高校教職員の代表者に報告すること。

ウ 使用する会場（志津川高校内旭朋会館）・備品・設備等を善良な管理者の注意をもって管理し、本業務の実施に必要なと思われる備品については自ら用意すること。

エ 使用する会場の光熱水費は志津川高校へ支払うものとする。また、使用した会場、備品、設備等に破損が生じた場合は弁償すること。

(2) 高校魅力化コーディネーター

【目的】志津川高校と地域をつなぐコーディネーターとして、地域資源を活かした特色ある教育の企画、運営、支援を通して、より魅力ある教育環境をつくる。

①志津川高校と地域社会（行政、企業、NPO等）の協働体制づくり

ア 協働体制の構築・運営、定例会議の運営や関係者調整等

イ キャリア教育に活用できる地域の人材・教育資源の開拓や教材の作成等

ウ 地域・教育魅力化プラットフォームとの窓口対応

②地域社会に開かれたカリキュラムづくり

ア 志津川高校の教育課程を踏まえ、地域の特色を生かしたカリキュラムの策定支援・体制構築

イ キャリア教育にかかる生徒のフィールドワーク・地域活動・社会体験・外部講師による講演会等の学習機会の調整・提案

(3) 全国募集を含む情報発信

【目的】町内外に対し、志津川高校の魅力を積極的に発信することで、同校の入学者数の増加や関係人口の拡大を図る。

①WEBサイトの運営

ア 志津川高校担当者と調整・連携を図りながら発信内容の企画・製作を行う。

イ SNS（facebook,twitter等）を活用しサイトへの誘導など、媒体に応じた情報発信

②町内外の中学生（学校、保護者）に対しての情報発信

ア 志津川高校魅力化に係る情報発信ツール（チラシ・ポスター等）の制作

イ 生徒募集にかかる説明会や広報などの募集戦略の設計・実施、入学希望者の個別対応等

(4) 高校魅力化に係る会議や部会の運営支援

①会議で使用する資料作成

②会議の議論に必要なデータの収集、分析、整理

③会議の運営・記録とりまとめ

5 業務の報告等

(1) 業務結果についてまとめた実績報告書（任意様式）を作成し、提出すること。

(2) 業務の進捗に応じて定期的に町及び志津川高校教職員代表者と打合せを実施する。その際受託者は各業務内容について報告書を作成し、提出すること。

(3) 受託者はより効果的な業務を実施するため、効果検証を行い、その検証結果を報告すること。

## 6 留意事項

(1) 志津川高校と地域等の協働活動に関する幅広い見識を有していること。

(2) 町及び志津川高校と協議しながら業務を実施すること。

(3) 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、万全の対策を講じること。

(4) 業務の実施にあたり第三者への業務を委任、又は請け負わせないこと。

(5) 法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

(6) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。

(7) 本仕様書に定める事項に疑義の生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、町と協議の上、定めるものとする。

